

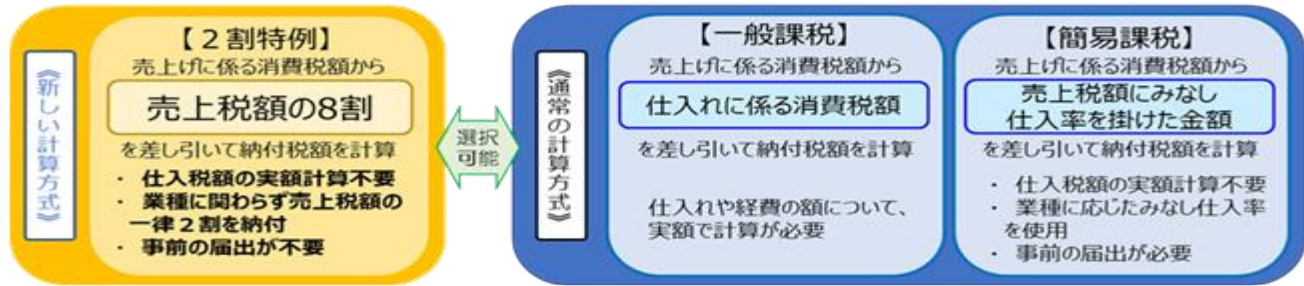
消費税 **インボイス制度**に関する改正について

① インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置（2割特例）

インボイス制度を機に免税事業所からインボイス発行事業所として課税事業所になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除額とすることができることとなりました。この特例を適用した場合、売上税額の2割を納付することとなります。

対象期間：令和5年10月から令和8年9月30日までの日の属する課税期間

【計算イメージ】



② 少額取引（1万円未満）について一定の帳簿のみを保存することで仕入れ税額控除が可能

基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その金額が税込1万円未満であるものについては、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することでインボイスの保存がなくても仕入税額控除が可能となりました。

③ 1万円未満の返品や値引きについて返還インボイスの交付が不要

インボイス発行事業者が国内において行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割り戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には返還インボイスの交付義務がありますが、その金額が税込1万円未満の場合には、交付義務が免除されることとなりました。

④ インボイスは発行事業者に係る登録制度の見直し

- ・ 免税事業者が令和5年10月2日以後の日に登録を受ける場合、登録申請書の登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することとし、その登録希望日から登録をうけることとなりました。
- ・ 課税期間の初日から登録を受ける場合の申請書の提出期限と翌課税期間の初日から登録を取りやめる場合の取消届出書の提出期限については以下のとおり見直されました。
 - 翌課税期間初日から登録の場合：翌課税期間の初日から**15日前の日**まで
 - 翌課税期間初日から取消の場合：翌課税期間の初日から**15日前の日**まで

詳しくは国税庁のホームページをご確認ください。

第72回甘木川花火大会協賛募集中!!

花火大会・・・8月26日（土）19：40～

1. 仕掛花火1台…22万円以上
 2. 早打花火1台…10万以上
 3. 単発花火1台…1万2千円
 4. 広告1枠…1万円（縦1.8cm×横7.8cm）
- ※本年度より諸経費等の値上がりにより協賛金額を改定させていただいております。

まごころ共済推進中!!

特徴：人身事故時の人道的責任について経済的負担をサポートする共済
補償内容：死亡100万円～300万円
入院1,500円～4,500円/日など
掛金：死亡保障300万円の場合6,600円～18,600円/年

詳しくは朝倉商工会議所までお問い合わせください